

新大和市総合計画の策定に伴う 健康都市やまと総合計画に関する対応について

1. 新大和市総合計画の策定に伴う対応

- 資料 1 で示したように、令和 7 年度を始期とする新たな総合計画（以下「新総合計画」と言います。）を策定します。
- 一方、健康都市やまと総合計画（以下「現総合計画」と言います。）の前期基本計画の計画期間は令和 5 年度までであるため、令和 6 年度が基本計画のない期間とならないように対応する必要があります。
- そのため、前期基本計画において示す施策等を令和 6 年度まで継続することとし、計画期間を 1 年間延伸します。

2. 前期基本計画の計画期間延伸に伴う改訂

- 計画期間延伸に伴う改訂としては、目標年次の変更と、成果を計る主な指標の令和 6 年度の目標値（最終目標値。現状、令和 5 年度で設定）の設定を行うこととし、計画の継続性が保たれるよう、それら以外の、現状と課題、取り組み方針等の内容は変更せず、継続することとします。
- 目標年次については、延伸の期間が 1 年間であるため、2024（令和 6）年度とします。
- 指標の令和 6 年度の目標値については、前期基本計画の継続性を保つよう、計画策定時の考え方に基づいて設定することを基本とするとともに、必要に応じて「目標値の設定理由」を修正します。
- 計画書については、全部を記載した冊子をあらためて作成することはせず、前期基本計画の別冊として、計画期間延伸の理由、目標年次、指標に関連する内容（現状値、中間目標値、最終目標値、目標値の設定理由等）等を記載したものを作成します。

3. 最終目標値（令和 6 年度目標値）の設定における考え方

- 現総合計画策定時点（平成 31 年 2 月）以降の事柄や実績は考慮せずに目標値を設定することとします。
- 現総合計画の「目標値の設定理由」において計画の最終年度での達成を目指す数値を示している指標については、計画期間に関わらず、計画の最終年度までに当該数値を達成することが目標と解釈し、最終目標値は据え置くこととします。
- 現在の「目標値の設定理由」において増加率、減少率等、年度ごとの数値の増加幅（減少幅）を示している指標については、その増加幅（減少幅）でもって最終目標値を算出することとします。

※前期基本計画の別冊の案は資料 3 のとおりです。